

令和四年内閣府・財務省令第三号

株式会社日本政策金融公庫の供給確保促進円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める命令

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第十五条第一項、第十六条第一項、第二項、第三項及び第四項第三号イ、第十九条第一項第三号、第二十条並びに第二十二條第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、株式会社日本政策金融公庫の供給確保促進円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める命令を次のように定める。

（定義）

第一条 この命令において使用する用語は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（供給確保促進円滑化業務実施方針）

第二条 法第十五条第一項の供給確保促進円滑化業務実施方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 供給確保促進円滑化業務の実施体制に関する事項
二 供給確保促進円滑化業務に関する次に掲げる事項
イ 貸付けの対象
ロ 貸付けの方法
ハ 利率
ニ 償還期限
ホ 据置期間
ヘ 償還の方法
ト イからへまでに掲げるもののほか、貸付けに関する事項
三 供給確保促進円滑化業務による信用の供与の対象とする貸付けの条件に関する事項
四 前三号に掲げるもののほか、供給確保促進円滑化業務を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項
（指定金融機関に係る指定の申請等）
第三条 法第十六条第一項の規定により指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、様式第一による申請書を、内閣総理大臣及び財務大臣に提出しなければならない。
2 前項の申請書の提出は、法第十六条第二項の主務省令で定める書類として次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

- 二 申請に係る意思の決定を証する書面
三 役員の名及び略歴を記載した書面
四 法人である場合においては、指定申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。）の百分の五以上の議決権を保有しているものの氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
五 法第十六条第一号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「免許等」という。）を受けていることを証する書面、当該免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面
六 指定申請者が法第十六条第四項各号に該当しない旨を誓約する書面
七 役員が法第十六条第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない旨を当該役員が誓約する書面
八 内閣総理大臣及び財務大臣は、法第十六条第一項の規定により指定するに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。

（供給確保促進業務規程の記載事項）

第四条 法第十六条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 供給確保促進業務の実施体制に関する事項
イ 供給確保促進業務を統括する部署に関する事項
ロ 供給確保促進業務に係る人的構成に関する事項
ハ 供給確保促進業務に係る監査の実施に関する事項
二 供給確保促進業務を行う地域に関する事項
ホ 供給確保促進業務に係る相談窓口の設置に関する事項
二 供給確保促進業務の実施方法に関する事項
イ 貸付けの相手方
ロ 貸付けの対象となる資金
ハ 貸付けの限度額
ニ 貸付けの手続及び審査に関する事項
三 貸付けのために必要な供給確保促進円滑化業務による信用の供与の内容に関する事項

四 供給確保促進業務に係る債権の管理に関する事項
五 供給確保促進業務に係る帳簿の管理に関する事項
六 供給確保促進業務の委託に関する事項
七 その他供給確保促進業務の実施に関する事項

（法第十六条第四項第三号イの主務省令で定める者）

第五条 法第十六条第四項第三号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により役員職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（指定金融機関の商号等の変更の届出）

第六条 法第十七条第二項の規定による届出は、様式第二による届出書により行わなければならない。

（供給確保促進業務規程の変更の申請等）

第七条 指定金融機関は、法第十八条第一項の規定により供給確保促進業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを内閣総理大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更する規定の新旧対照表
二 変更後の供給確保促進業務規程
三 変更に関する意思の決定を証する書面
（協定に定める事項）
第八条 法第十九条第一項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 供給確保促進業務の内容及び実施方法に関する事項
二 供給確保促進円滑化業務の内容及び実施方法に関する事項
三 供給確保促進業務に係る債権の管理に関する事項
四 その他供給確保促進業務及び供給確保促進円滑化業務の実施に関する事項

（帳簿の記載）

第九条 法第二十条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 供給確保促進業務の実施状況
二 供給確保促進業務に係る債権の状況
三 供給確保促進業務を行うために株式会社日本政策金融公庫から受けた供給確保促進円滑化業務による信用の供与の状況
2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、

必要に応じ指定金融機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

3 指定金融機関は、帳簿（前項の規定による記録がされた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、供給確保促進業務に係る債権が弁済その他の事由により消滅した日から起算して五年間保存しなければならない。

（供給確保促進業務の休廃止の届出）

第十条 指定金融機関は、法第二十二條第一項の規定により供給確保促進業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第四による届出書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 休止又は廃止に関する意思の決定を証する書面
二 供給確保促進業務の全部又は一部を廃止しようとする場合にあっては、当該廃止までの日程を記載した書面及び当該廃止後の措置を記載した書面
（申請等の方法）
第十一条 法第十六条第一項、法第十七条第二項、法第十八条第一項及び法第二十二條第一項並びに第三条、第六条、第七条及び前条の規定による内閣総理大臣及び財務大臣に対する指定申請書、認可申請書、届出書その他の書類の提出は、内閣総理大臣又は財務大臣のいずれか一の大任に、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。この場合において、当該書類は、当該一の大任が提出を受けた日において他の大臣に提出されたものとみなす。

（立入検査の証明書）

第十二条 法第四十八條第五項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。

（供給確保促進業務の実施が困難となる事象等が発生したと認めたとときの報告）

第十三条 指定金融機関は、供給確保促進業務を適切に実施することが困難となり、又は困難となるおそれ大きい事象が発生したと認めたとときは、遅滞なく、内閣総理大臣及び財務大臣にその旨を報告しなければならない。
2 前項の報告は、内閣総理大臣又は財務大臣のいずれか一の大任に報告することにより行うこ

とができる。この場合において、当該報告は、当該一の大臣が報告を受けた日において他の大臣に報告されたものとみなす。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

様式第一 (第3条第1項関係)

様式第一 (第3条第1項関係)

指定金融機関指定申請書

内閣府大臣 名 姓 年 月 日
財務大臣 名 姓
住所
氏名
代表者の氏名

指定金融機関の指定を受けたので、経営管理等一時的に建てることによる指定金融機関の指定に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

- 1. 商号又は名称及び住所
2. 役員の名目及び氏名
3. 取締役若しくは監事を行うとする事業所又は事業所の名称及び所在地
4. 取締役若しくは監事若しくは執行役員若しくは専任の役員を候補しようとする日付
(注) 「役員」は、金融機関の区分に応じ、必要に応じて役員を使用し、以下のものについて記載することとし、前項の候補とする金融機関においている場合には、その旨を記載して存続することを、漏しとさない。
1. 銀行、定期貯蓄銀行、簡式会社法(商法)中の株式会社(信用金庫・信用協同組合)
2. 信用金庫及び信用金庫連合会並びに信用協同組合及び信用協同組合連合会
3. 労働金庫及び労働金庫連合会
4. 農業協同組合及び農業協同組合連合会
5. 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
6. 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
7. 農林中央金庫
(備考) 用紙の大きさは、日本縦型用紙A4とする。

Table with 2 columns: 氏名 (Name) and 役職名 (Position). It includes a section for (注) 兼任する役員等について (Note on兼任役員等).

様式第二 (第6条関係)

様式第二 (第6条関係)

指定金融機関番号等変更届出書

内閣府大臣 名 姓 年 月 日
財務大臣 名 姓
住所
氏名
代表者の氏名

(1) 指定金融機関の番号若しくは名称又は住所
(2) 指定金融機関番号等変更を行う事業所又は事務所の所在地
本票等そのほか、種別等を一時的に建てることによる指定金融機関の指定に関する法律第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり届出します。

Table with 5 columns: 届出事項 (Application Item), 変更前 (Before Change), 変更後 (After Change), 変更年月日 (Change Date), 備考 (Remarks).

(備考) 用紙の大きさは、日本縦型用紙A4とする。

様式第三（第7条関係）  
 供給確保促進業務規程変更認可申請書

年 月 日

内閣総理大臣 名 職  
 財政大臣 名 職

任 所  
 名 職  
 代表者の氏名

供給確保促進業務規程の変更について認可を求めたいので、供給確保十一  
 條の一に該当することによる安全確保の確保の確保に関する法律第18条第1  
 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容  
 2. 変更予定の日  
 3. 変更の理由

【備考】  
 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第四（第10条関係）  
 供給確保促進業務規程修正届出書

年 月 日

内閣総理大臣 名 職  
 財政大臣 名 職

任 所  
 名 職  
 代表者の氏名

供給確保促進業務規程の一部（全部）を修正（廃止）するので、供給確保十一  
 條の一に該当することによる安全確保の確保の確保に関する法律第20条第1項の規定  
 に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 修正（廃止）しようとする供給確保促進業務の範囲  
 2. 修正（廃止）しようとする日付  
 3. 修正しようとする業務の範囲については、その範囲  
 4. 修正（廃止）の理由

【備考】  
 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第五（第12条関係）

年 月 日	行 務 官 長	年 月 日	年 月 日
職 名	氏 名	年 月 日	

（印）

供給確保十一條の一に該当することによる安全確保の確保の確保に関する法律第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

【備考】  
 用紙の大きさは、日本産業規格B5とする。